

令和6年度決算を審査 一般会計決算等を認定

決算関係議案の提案

9月11日に開催された本会議において、一般会計決算等7議案が提案されました。

決算特別委員会の設置

議会は、9月11日の本会議において、各会派から選出された委員8名(委員名簿参照)からなる令和6年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会(以下「決算特別委員会」という。)を設置し、これら7議案の審査を付託しました。

決算特別委員会における審査

決算特別委員会では、9月11日、18日、19日、22日、24日、25日および29日の7日間にわたり、審査を行いました。

一般会計決算等7議案に関し、予算審査における議会からの指摘事項の反映状況や、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画の諸施策の進捗状況などを中心に、予算の適正な執行と、その行政効果について担当部課等への質疑を行うとともに、重要課題については市長に出席を求め、その見解をたしました。

その後、採決を行い、一般会計、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、国民健康保険事業特別会計および後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算は、多数の賛成により認定。公共用地先行取得事業特別会計および介護保険事業特別会計の歳入歳出決算は、総員の賛成により認定。下水道事業会計剰余金の処分および決算は、総員の賛成により可決および認定しました。

本会議における委員長の審査結果報告

9月30日の本会議において、委員長から審査経過および結果が報告され、その中で、決算特別委員会で全会一致となっ

た次の三つの観点から意見が付されました。

○防災・避難対策

市民の命を守るために、自主防災組織を軸とする総合的な防災体制の強化が急務である。

災害時の情報共有について、デジタル化などを行うとともに、災害用備蓄品や消耗品の確保、津波避難経路の整備を着実に進めることを求める。

また、地域格差の是正を行うとともに、日頃から行政と地域との連携が可能となる防災体制強化に関する取り組みを市内全域に広げることを求める。

そのほか、災害時に井戸水は貴重な水源となることから、生活用水としての利用を含めた適切な活用の周知に努めるよう求める。

○出産および切れ目のない子育て支援

全ての人が安心して出産できる環境は重要であり、経済的な理由等で支援が必要な方にとって、助産施設への入所は、母子双方の生命と健康に深く関わるものであるため、行政が入所の必要性を認めた場合に、速やかな入所が実現される体制の整備が不可欠であることから、十分な予算の確保を求める。

また、子育てに関し、育児相談、健診、保育園の増設、財政的な支援などを通じて、子育てしやすい一貫した取り組みを行うことや、小学校の入学にスムーズにつなげるため、学校との連携体制の強化が必要であり、特に、子どもの居場所については、他市の事例なども参考にしながら、居場所の拡大を早急に行うことを求める。

○崖地対策および民有緑地管理

既成宅地等防災工事費補助制度は、土地所有者が工事を実施した場合に補助を行う仕組みとなっており、崖下の住宅に落石等の危険が及ぶ場合でも、崖の土地所有者が工事を実施しない事例もあることから、崖下の住民の意向を踏まえ、行政が土地所有者に対し工事の実施の働きかけなどを行うことを求める。

民有緑地の管理については、法指定の緑地を対象に、これまで市が樹林管理事業として、日常生活に支障がある樹木の伐採などを行ってきたが、助成型の制度である民有緑地維持管理助成事業に一本化されたことにより、土地所有者の管理に全てが任されることとなった。

市民の安全・安心のため、民有樹林のうち、日常生活に支障が生じる部分を市が直接管理できる体制を確保することを求めるとともに、国に対し民有樹林の管理について補助を行うよう働きかけることを求める。

討論・採決

委員長の審査結果報告後、5会派および2名の無所属議員から討論として決算議案に対する賛否の意見が表明され、引き続き採決を行った結果、一般会計、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、国民健康保険事業特別会計および後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算は、多数の賛成により認定。公共用地先行取得事業特別会計および介護保険事業特別会計の歳入歳出決算は、総員の賛成により認定。下水道事業会計剰余金の処分および決算は、総員の賛成により可決および認定しました。

一般会計決算等審査特別委員会委員名簿(議席順)

委員長	森 功 一 (自民党・無所属の会)
副委員長	吉 岡 和 江 (日本共産党鎌倉市議会議員団)
委 員	上 野 学 (鎌 倉 前 進 の 会)
	岸 本 都 美 代 (公 明 党 鎌 倉 市 議 会 議 員 団)
	小 野 田 康 成 (夢 み ら い 鎌 倉)
	重 黒 木 優 平 (公 正 と 法)
	中 村 て つ や (立 憲 民 主 党 鎌 倉 市 議 会 議 員 団)
	志 田 一 宏 (自 民 党 ・ 無 所 属 の 会)

9月16日開催 審査した内容(議案1件、報告事項8件、陳情4件)

陳情第26号 鎌倉高校前踏切付近における観光客増加に伴う治安悪化に対する早急な対策についての陳情

本陳情の要旨は、江ノ電鎌倉高校前駅踏切付近において観光客や訪問者が増加している中で、警察官の常駐、違法駐停車や白タク営業の取り締まり強化を県へ働きかけるほか、ごみの不法投棄および民家への不法侵入防止対策、防犯カメラの設置などを求めるとともに、オーバーツーリズム対策として使われている予算を明確にすることを求めるものです。

市の説明によれば、これまで周辺の自治・町内会、江ノ島電鉄、鎌倉警察署等の関係者が出席する連絡会を開催し、多言語によるマナー啓発や注意喚起、交通誘導員の配置などの対策を行ってきましたが、来訪者による混雑やマナー違反等が続いており、秩序の回復が急務であるとして、実施可能な対策や、地域の防犯力の向上に向けて引き続き検討していくとのことです。

さらに、オーバーツーリズム対策の事業費について説明があったほか、9月13日から9月16日まで、当該踏切付近に市職員を配置して、観光客の誘導を行うなど、秩序の回復を目的とした実証実験に取り組んだとのことです。

委員会では、地域の安全が脅かされており、市として大きな課題であること、また、この状況は今後も続くと考えられ、早急に対応することを求めることから、総員の賛成により、本陳情を採択しました。

9月26日・29日開催 審査した内容(議案10件、報告事項7件、委員会提出議案1件)

市議会ハラスメント防止条例について

ハラスメントは他者の人権を侵害する決して許されない行為であり、その未然防止および発生時の迅速かつ適切な対応を期することが強く求められています。鎌倉市議会は、議員および職員が人格を尊重されながら、他者と健全な関係を築ける環境を確保することにより、ハラスメントのない議会を目指すことを決意し、本条例を定めようとするものです。

条例案の検討に当たっては、当委員会において、7月10日、8月5日、21日、9月26日および29日の5回にわたる協議を行い、取りまとめを行いました。

その主な内容は、鎌倉市議会におけるハラスメントを防止するための措置等を講じ、議員および職員が尊重される職場環境を確立することを目的とすること、ハラスメントに関する外部相談窓口を設置すること、ハラスメント事案の解決に向けて調整等を行うハラスメント対策委員会を設置すること、当該委員会で解決が図られない場合、第三者によるハラスメント調査・審査会を設置し、当該調査・審査会の結果に基づき、ハラスメントを行ったと認められた議員の公表を行うことなどを規定するものです。

委員会では、上記を規定した条例案を委員会提出議案として提出することを確認しました。

市民環境常任委員会

建設常任委員会

常任委員会
審査の一部を紹介します

総務常任委員会

教育福祉常任委員会

9月17日開催 審査した内容(議案2件、報告事項8件、陳情1件)

報告事項 本庁舎等整備事業の取組状況について

7月23日開催の議会全員協議会で示された、現在地の本庁舎と深沢の新庁舎が両輪となり相互に補完し合う新案について、8月に市民説明会をオンライン形式で2回、対面形式で2回の計4回開催したとの報告がありました。

説明会には延べ183人の参加があり、その質疑においては、財政面や防災面、また2拠点の効率性などに関する質問や意見が計166件あったとのことです。

その中で質問が多く出された施設整備費について、両方の庁舎規模にこれまでの計画から変更がないため、費用の大幅な増加はないとのことです。

また、災害対応について、災害対策本部室は、深沢の新庁舎に整備する計画としているが、現在地や深沢のいずれにおいても、災害対策本部としての機能が働こう工夫を図りたいとのことです。さらに、両方の庁舎の物理的な距離の課題については、オンライン会議等のデジタル技術を活用しながら対応していくとのことです。

新たな方針は、予算等の市議会の承認を経た上で進めるほか、現在一時中止している基本設計についても再開して検討を進め、一層の具体化を図っていく、深沢の新庁舎は令和15年(2033年)3月前後の開庁を想定しているとのことです。

委員会では、財源やスケジュールなどについて質疑が行われた後、報告事項について、3名の委員が了承、3名の委員が了承できないとして聞きおくとしました。

※市民説明会の説明内容(動画)や資料、質疑と回答はこちら▶

9月12日開催 審査した内容(議案5件、報告事項7件、陳情5件)

議案第36号 鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本議案は、国が乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)を創設したことに伴い、令和8年(2026年)4月からの実施に向けて条例を制定するものです。

乳児等通園支援事業は、保育所などに通っていない子どもが保護者の就労などの要件にかかわらず、一定時間まで保育所などを利用できる制度です。

委員会では、「現状の保育体制や一時保育を拡大したほうがよい」との意見がありましたが、採決の結果、多数の賛成により原案を可決しました。

陳情第27号 第二子保育料完全無償化を求める陳情

本陳情は、本市が独自に実施している第二子の保育料無償化について、現行の制度では、第一子が小学生以上になると無償化の対象外となってしまうため、第一子の年齢を問わず、第二子の保育料を無償化するよう制度を見直すことを求めるものです。

委員会では、陳情の願意を認めることで、希望しながら保育所に入所できない方との格差が広がってしまうため、鎌倉市の保育の在り方を見直し、その経緯を見守りたいことや、今後の国勢調査のデータに基づき、制度の公平性について判断する必要があることから「継続審査」とすべきとの意見と、第二子のカウント方法について利用者目線から矛盾を感じることや、子育て支援にプラスになるよう取り組むべき内容であることから「結論を出すべき」との異なる意見に分かれましたが、多数により結論を出すこととし、その後、継続審査を主張した委員も加わり、採決を行った結果、総員の賛成により、本陳情を採択しました。

新庁舎等の整備について全員協議会を開催

7月23日に議会全員協議会を開催し、市長から報告を受け、質疑を行いました。

(報告の概要)

新庁舎等の整備については、本庁舎を深沢地域整備事業用地に移転する方向で取り組みを進めてきたが、本庁舎の移転整備に必要な「鎌倉市役所の位置を定める条例」の改正が困難な状況にある。この事業の一番の目的である「市民の安全安心を守るため、大規模災害時にも業務継続ができる安全な庁舎整備を早期に実現する」ため、同条例

の改正を行わないことを前提とし、これまで検討を進めてきた計画の一部見直しを含め、本庁舎の場所は変えず、現在地の庁舎と深沢の新庁舎が両輪となり相互に補完し合う「新案」の検討をすることとした。

これまで市民と対話を重ねる中で、多くの方に市の考え方を理解いただいた一方、この町の歴史的文脈を大切にすべきという市民の思いも伺ってきたことから、本庁舎と

して必要な機能は現在地に残すこととし、深沢には大規模災害が発生した際にも行政の業務を継続できるよう、防災機能を備えた新たな拠点を整備し、災害時の中核となるだけでなく、日常においても市民の活動や交流の場として活用できる機能を備えていく。

今後は、施設整備、まちづくりの具体的な検討を進め、その方針を検討していく。